

## 大分県新長期総合計画の冊子等に掲載するイラスト作成業務委託仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という。）が行う「大分県新長期総合計画の冊子等に掲載するイラスト作成業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

大分県新長期総合計画の冊子等に掲載するイラスト作成業務

### 2 業務の目的

県では、新たな長期総合計画の策定を進めており（令和6年9月策定予定）、計画策定後は冊子等を作成し、県内外へ広報を行うこととしている。本業務は、計画の基本目標が達成された姿を視覚的に分かりやすく県民に伝えるため、冊子等に掲載するイラストを作成することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日

### 4 業務の内容

#### (1) イラストの作成

- ① 新たな長期総合計画の基本目標が達成された姿（次のア、イが実現している姿）を、「計画が実現された10年後の大分県」として1枚のイラストにまとめる（仕上がりサイズ：580×297mm程度）。
  - ア 年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍している大分県 [共生社会おおいた]
  - イ 温泉・食・自然・文化などの魅力的な資源や、「環境先進県」など特色ある取組の発信により、移住・定住や観光、投資などあらゆる分野で県内外から選ばれている大分県 [選ばれるおおいた]
- ② ①のイラストには、別紙「新長期総合計画の「各施策が目指す姿」一覧」から15程度選定し、各「目指す姿」が実現されたシーンをはめ込むものとする。
- ③ ①のイラスト下部には、②の各シーンの説明を簡潔に記載する。

新長期総合計画については、大分県新長期総合計画策定県民会議 第3回分野別部会（令和6年2月開催）資料の「施策別シート案」を参考にすること。  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10111/3bunyabetsu-kekka.html>

#### (2) 留意事項

- ① イラストに描くシーンは、県と受託者との協議（3回程度を予定）の上決定する。
- ② イラストの手直しについては、3回程度を想定しておくこと。
- ③ 使用する色や文字フォントなどについては、世代や性別を問わず親しみが持てるものとし、ユニバーサルデザインに充分配慮すること。
- ④ イラストの活用方法には、部分的なカット使用や、WEBや広報誌などへの掲載も含む。

5 成果物等の提出

成果物の提出は電子データで行うものとする。

6 成果物の帰属

(1) イラストの著作権は、大分県に帰属するものとする。また、成果物に付与される著作権（著作権法第 21 条から第 28 条）については県に譲渡する。

(2) 作成過程で生じる権利関係、第三者の著作権等の処理は、受託者の責任及び経費で行うこと。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。